

## 会員に対する処分及び勧告について

令和4年7月21日  
一般社団法人 投資信託協会

本会は、本日、下記のとおり、法令違反行為が認められた会員1社に対し、定款第17条第1項の規定に基づく処分及び同第18条の規定に基づく勧告を行いました。

### 記

#### 1. 会員名

新生インベストメント・マネジメント株式会社

#### 2. 事実関係

##### (1) 公募投資信託の設定前調査等が不適切な状況

当社は、複数の公募投資信託（ファンド・オブ・ファンズ形式で運用。以下「公募投信シリーズ」という。）の設定前における調査において、投資先ファンドの基準価額が目標数値を超過して下落した場合の運用方針を把握しないまま公募投信シリーズを平成27年8月以降順次設定し、令和2年3月に投資先ファンドを運用する国内運用会社より、公募投信シリーズのうちの一部の投資信託の運用対象投信の全運用資産が、当該運用方針に従い現金等に固定化される運用となる旨の説明を受けるまで、当社は長期にわたって当該運用方針を認識せず、当該説明を受けた後も運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行わないまま公募投信シリーズの運用を行っていた。

##### (2) 公募投資信託の受益者対応が不適切な状況

当社は、受益者や販売会社の営業員から問い合わせを受けた際に、一部の営業員に対してのみ、受益者が手数料等を支払って中途解約した方が良い旨回答するなど、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。

#### 3. 法令等適用

当社における上記(1)の行為は、金融商品取引法第42条第2項に定める「善良なる管理者の注意義務」に違反するものと認められる。

また、上記(2)の行為は、金融商品取引法第42条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。

#### 4. 処分及び勧告の内容

(1) 定款第 17 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 1,000 万円

(2) 定款第 18 条の規定に基づく勧告

- ① 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- ② 顧客利益や運用を重視するガバナンスの強化に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築等、実効性ある具体的な再発防止策を策定し、実施すること。
- ③ 経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 上記①から③の実施状況について、初回報告期限を令和 4 年 8 月 31 日（水）として、以降は四半期末経過後 15 日以内に報告すること。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

#### 5. その他

当社は、本件について、令和 4 年 1 月 28 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

自主規制業務部会員監理調査室

代表電話 03-5614-8779